

自主規制モニター一会議議事要旨（2025年2月17日）

I. 日 時

2025年2月17日（月）15時30分～17時00分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 401会議室

III. 出席者

○ 自主規制モニター一会議委員（五十音順・敬称略）

大場 昭義^{*}、神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、塩谷 公朗、岳野 万里夫、
長谷川 高顕、浜田 康、宮園 雅敬 ※ 途中退席

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、
湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席
レビューアー）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門
長）

IV. 議事要旨

1. 自主規制制度の運営状況

(1) 品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。）の運営状況について、担当役員からの説明又は資料配付により報告があった。

(2) 以下の①～③について担当役員又は事務局から説明があった。

- ① 監査法人に対する金融庁の行政処分を受けた対応
- ② 監査実施状況調査（2023年度）
- ③ インサイダー取引に関する緊急点検

2. 自主規制に係る論題

個別事案審査制度における調査の迅速化に係る対応

個別事案審査制度における調査の迅速化に係る対応について、担当役員から説明があった。

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 上場会社等監査人登録制度（上記1(1)関係）

- 上場会社監査のブランド価値の維持・向上は、業界全体の信頼性向上につながる。監査事務所の品質管理に対する意識を高め、高い規律付けに適合する体制の整備を促す指導、監査事務所全体の監査品質の底上げにつながる支援の取組には相当なリソースを要するが、行政処分を受けるようなブランド価値を損なう事態が生じないよう、厳格にモニタリングしてもらいたい。
- みなし登録上場会社等監査人の「登録の拒否」の公表について、様々な視点からの議論を経て、適切に結論が導かれたと評価する。

(2) 監査法人に対する金融庁の行政処分を受けた対応（上記1(2)①関係）

- 監査調書は、監査人にとって最も重要な証拠であり、裁判において法的な位置付けの証拠にもなり得る。今般の行政処分事例は、公認会計士・監査審査会の検査や品質管理レビューに入ることを認識してから監査調書の改ざんが行われた大変悪質なものであり、協会としての処分も厳正に対処するよう臨んでもらいたい。

(3) 監査実施状況調査（2023年度）（上記1(2)②関係）

- 監査時間や監査報酬については、会社の売上高だけではなく、時価総額の切り口でも見ていく必要があるのではないか。時価総額が伸びず、企業価値が上がらないことが監査報酬にも影響しているように思う。こうした分析も、企業価値の向上というインセンティブを与えていくような枠組みを意識して取り組むことで、議論の一助となる分析結果が得られるのではないか。
- 監査法人の効率化に向けたIT投資や教育は相当なものであり、これにかかるコストもかなり増大していると思われる。単純な監査工数に基づく監査時間数と単価の掛け算ではなく、背景にある付加価値の部分が単価に影響していることの説明をもう一步工夫することにより、透明性高くコミュニケーションを図ることができ、監査役等との相互の理解が進むように思う。
- 監査報酬の単価は上がらざるを得ないと考えており、背景にある監査品質の向上や効率化の取組との関係性について、分析を深めてもらいたい。
- 本調査に係る報告書（資料5）の冒頭に「会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため」とあるが、統計データの比較から定性的に何を読み取ることができるのかわかりにくいところもある。意思決定の参考としてさら

に利活用されるために、開示の在り方には工夫の余地があるように思う。

- 監査区分ごとの統計によると、会社法監査の会社数は金商法監査よりも多く、監査報酬の総額もそれなりの金額であり、かつ、時間当たりの平均単価は金商法監査よりも高い。上場会社等の監査の議論も重要だが、その次のレイヤーにいる比較的大きな非上場会社の監査をどう位置付け、監査品質の底上げを図っていくかも重要である。

(4) インサイダー取引に関する緊急点検（上記 1 (2)③関係）

- 上場会社等の監査を行う監査事務所を対象とした調査の結果としては少々遺憾である。最近のインサイダー取引事案を踏まえた注意喚起を行っていない監査事務所、インサイダー取引防止に関する研修を定期的には実施していない監査事務所等が一定数あることについて、個別にフォローを行うという整理になっているため、適切に対応してもらいたい。

(5) 個別事案審査制度における調査の迅速化に係る対応（上記 2 関係）

- 引き続き様々な工夫を講じていく必要があることを詳細に検討されており、調査の迅速化について熱意をもって取り組んでいると評価する。
- 調査や審査の質を維持しながら迅速に処理をすることが課題であり、A I やテクノロジーの活用について今後検討の余地もあるのではないかな。

(6) その他全般

- 「監査実施状況調査（2023 年度）」において言及のあった I T 投資による業務の効率化に関連して、監査における A I の活用は、作業の合理化・迅速化の点において研究の価値は大いにあると思うが、A I に頼り過ぎては大きなミスリードになる。A I の時代だからこそ必要な公認会計士の能力、知見を活かした監査の付加価値の部分の部分をいかに磨いていくかを併せて考えていく必要がある。
- 金融庁の行政処分事例をはじめ、監査事務所において様々な問題が生じている状況を踏まえると、被監査会社側のみならず、監査を行う監査事務所側の内部統制の構築という視点も重要である。
- 監査調書の改ざんのような不適切な行為を防止するための取組も重要であるが、他方で、監査の品質を高め、監査報酬がこれに見合った形で推移していくようプレゼンスを高めていくことも重要な課題である。

以 上

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp